

昭和五十五年八月十九日受領
答 弁 第 八 号

(質問の 八)

内閣衆質九二第八号

昭和五十五年八月十九日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員伊藤茂君提出米軍機飛行問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員伊藤茂君提出米軍機飛行問題に関する質問に対する答弁書

一について

1 本件事故に関し、政府は、在京米大使館に対し、米本国におけるアフターバーナーの組立の状況（部隊、責任者等に係る事項を含む。）について協力方要請を行っていたところ、米側より、米本国におけるアフターバーナーの組立の年月日、部隊、場所について回答を得ていない。

2 及び 3 お尋ねの事件については、神奈川県警察による捜査が行われていたが、昭和五十五年七月十四日横浜地方検察庁に送付され、目下、同検察庁において捜査中である。

二について

1 現在の航空交通管制のシステムは、航空交通の円滑な運航、安全確保等に必要な情報を収

集して業務を行う態勢となっており、飛行中のすべての航空機の地理的位置、高度等について情報を収集する態勢にはない。

したがって、横浜市等特定地域の上空を飛行する航空機の高度、機数等のデータは記録されていません。

2 米軍は、厚木海軍飛行場を使用するに当たっては、日米合同委員会において合意した航空機の騒音規制措置を遵守し、周辺住民に及ぼす騒音の軽減についてできる限りの措置を講じているものと承知しており、政府としても、周辺地域に及ぼす騒音の軽減について配慮するよう従来より、米側に申し入れているところである。

右答弁する。